

高砂市ふるさと文化財登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の財産として親しまれ、大切にされている歴史的文化的に価値のある財産を保全及び活用し、後世へ継承するため、当該財産を高砂市ふるさと文化財（以下「ふるさと文化財」という。）として登録することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「ふるさと文化財」とは、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第2条第1項第1号に規定する有形文化財、同項第2号に規定する無形文化財、同項第3号に規定する民俗文化財及び同項第4号に規定する記念物に準じる文化的財産であって、法、兵庫県文化財保護条例（昭和39年兵庫県条例第58号。以下「県条例」という。）及び高砂市文化財保護条例（昭和39年高砂市条例第8号。以下「市条例」という。）の規定により指定を受けたもの以外のものをいう。

(委員会の役割)

第3条 高砂市教育委員会（以下「委員会」という。）は、ふるさと文化財が高砂市の歴史、文化等の理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保全及び活用が適切に行われるように努めるものとする。

(所有者等の役割)

第4条 ふるさと文化財の所有者又は権限に基づく占有者（以下「所有者等」という。）は、ふるさと文化財が歴史的文化的に価値のある貴重な財産であることを自覚し、保全及び活用に努めるものとする。

(ふるさと文化財の登録)

第5条 委員会は、ふるさと文化財を高砂市ふるさと文化財登録台帳に登録することができる。

- 2 委員会が前項の登録をしようとするときは、あらかじめ、ふるさと文化財の所有者等の同意を得ること又はふるさと文化財の所有者等が高砂市ふるさと文化財登録申請書を委員会に提出することにより行わなければならない。ただし、当該ふるさと文化財の性質上同意を得ることが不適当な場合又は当該所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

(ふるさと文化財の登録の通知及び公表)

第6条 委員会は、前条第1項の登録をしたときは、速やかに、高砂市ふるさと文化財登録通知書により当該登録をしたふるさと文化財の所有者等に通知するとともに、市広報紙、ホームページ等で市民に公表するものとする。

(登録証の交付)

第7条 委員会は、第5条第1項の登録をしたときは、ふるさと文化財の所有者等が高砂市ふるさと文化財登録証（以下「登録証」という。）を交付するものとする。

(ふるさと文化財の登録の抹消)

第8条 委員会は、ふるさと文化財が法、県条例、市条例の規定による文化財の指定を受けたときは、その登録を抹消するものとする。

2 委員会は、ふるさと文化財について、その保全及び活用のための措置を講ずる必要がなくなったときその他特別な理由があるときは、その登録を抹消することができる。

3 委員会は、前2項の規定により登録の抹消をしたときは、速やかに、その旨を高砂市ふるさと文化財登録抹消通知書により当該ふるさと文化財の所有者等に通知するものとする。

4 委員会が第1項又は第2項の規定により登録の抹消をしたときは、登録証の交付を受けた者は、速やかに、登録証を委員会に返付しなければならない。

(ふるさと文化財の管理及び修理)

第9条 ふるさと文化財の管理及び修理は、ふるさと文化財の所有者等が行うものとする。

2 ふるさと文化財の所有者等は、委員会にふるさと文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

(現状変更等の届出)

第10条 ふるさと文化財の所有者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会に届け出るものとする。

(1) ふるさと文化財の現状を変更しようとするとき。

(2) ふるさと文化財の所有者等を変更するとき。

(3) ふるさと文化財が盗難に遭い、又は損傷し、若しくは衰亡したとき。

(ふるさと文化財の公開)

第11条 ふるさと文化財の公開は、ふるさと文化財の所有者等が行うものとし、その公開に関する管理上の責めを負うものとする。

2 前項の規定は、ふるさと文化財の所有者等以外の者が当該所有者等の同意を得て、ふるさと文化財を公開の用に供することを妨げるものではない。

3 ふるさと文化財の活用上必要があると認めるときは、委員会はふるさと文化財の所有者等に、ふるさと文化財の公開及び当該公開に係る管理に関し必要な指導又は助言をすることができる。

(助言)

第12条 委員会は、次に掲げる事項に関し必要があると認めたときは、市条例第17条に規定する文化財審議委員会に助言を求めることができる。

(1) 第5条第1項の規定に基づく登録

(2) 第8条第1項の規定に基づく登録の抹消

(3) その他委員会が必要と認めた事項

(補則)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。